25年12月1日
No.110
発行
練馬西青色申告会

ねりま西 青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

年末調整の個別相談会は1月10日まで

●年末調整とは

給与の支払者は、毎月（日）の給与の支払いの際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払いを受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。

その一致しない理由は、各人によって異なりますが、その主な理由は、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られていますが、実際は年の中途で給与の額に変動があること、②年の中途で扶養親族等に異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、さかのぼって各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付することが必要となります。この精算の手続きを「年末調整」と呼んでいます。

●年の途中で再就職した人

その前職分の給与を含めて年末調整を行うことになります。本年中に前の給与の支払者から支払いを受けた給与とその給与から徴収された税額を集計に含めます。

この場合、前職分の給与とその徴収税額については、その人が前の給与の支払者から交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」などで確認して下さい。

●扶養控除の異動

年の途中で、次のような事情で控除対象扶養親族の数などに異動があった人から、異動申告が行われているか確認して下さい。

㈠就職、結婚などにより控除対象扶養親族の数が減少した。
㈡結婚し、控除対象配偶者を有することとなった。㈢本人が障害者、寡婦（夫）又は勤労学生になった。㈣扶養親族等が障害者になった。

●税額の過不足額の精算

本年分の給与所得に対する平成25年分年税額の計算ができましたら、その平成25年分年税額と、本年分の源泉徴収税額の過不足額を求め、その精算をして下さい。

●超過額の還付

給与の支払者が納付する源泉徴収税額が無いなどの理由により、超過額の還付をすることができない場合には、税務署から給与の支払者に一括して還付するか、超過となった各人に直接還付することになります。

決算書作成指導・相談日予約について

平成25年分の決算書作成指導は次のとおりです。この期間は予約制となります。

■期　間　平成26年１月22日（水）～３月12日（水）
■申　込　12月上旬に「予約申込書」を郵送します。
　お早目にお申込みください。電話・FAX予約可。
■相談日　後日ハガキでお知らせします。

青色申告決算書は、所得税確定申告書と一緒に送付されます。送付時期は１月下旬です。

なお、申告書様式が変わりますので、必ず新様式をご使用ください。

また、**e-Taxによる確定申告をされた方は**、決算書、所得税及び消費税の確定申告書も税務署から送付されません。これらの書類は事務局に用意してありますので必ずお持ち帰りください。

また、**予定納税**をされた方は、金額のわかるものをご持参くださるようお願いします。

年末調整の個別相談会

年末調整の個別相談会を次の通り行います。

■**期間**
12月16日～1月10日（第2土・日曜・祭日を除く。尚、12月28日～1月5日までは休業となります。）

■**会場**
練馬西青色申告会事務所

■**必要な書類**
一人別源泉徴収簿、**税務署から送られた納付書（年末調整関係書類は10月下旬に送付されております。）**、扶養控除等（異動）申告書、保険料控除申告書（生命保険料、地震保険料、国民年金、健康保険料等）。

年末調整についての注意点

今年も年末調整を行う時期となりました。

従業員や青色事業専従者（生計を一にしている配偶者や子などの家族従業員）を雇い給料を1円でも支払っている場合は、源泉徴収される税額が無い場合でも年末調整をする必要があります。源泉徴収した所得税の納期限は平成25年分については原則として平成26年1月10日となりますが、青色申告会事務所をご利用になる際は主に次の点にご注意ください。

★従業員及び青色事業専従者に配偶者や扶養親族がいる場合

●控除対象配偶者

従業員や青色事業専従者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受けている場合及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が38万円以下の人がいる場合には控除対象配偶者に該当することになり、従業員や青色事業専従者本人の所得金額の合計額から**配偶者控除**として最低38万円が控除されます。

●配偶者特別控除

従業員や青色事業専従者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受けている場合及び白色事業専従者を除き、合計所得金額が76万未満の方に限る）で控除対象配偶者に該当しない方を有する場合には、従業員や青色事業専従者本人の所得金額の合計額から38万円を限度として控除できます。

配偶者特別控除とは、配偶者特別控除を受けようとする従業員や青色事業専従者本人の合計所得金額が1000万円以下で、従業員や青色事業専従者本人と生計を一にする配偶者に所得がある場合に、その合計所得金額に応じて控除額を計算する制度です。

●扶養控除

従業員や青色事業専従者と生計を一にする年齢16歳以上の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受けている場合及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が38万円以下の人の場合には従業員や青色事業専従者本人の所得金額の合計額から最低38万円が控除されます。

よって、配偶者や扶養親族（青色事業専従者として給与の支払を受けている場合及び白色事業専従者となっている場合を除く）がいる場合で**配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除**の適用を受ける方は、その配偶者や扶養親族の**所得金額**（パート収入などの場合はパート先の給与総額を源泉徴収票などで調べる）、**生年月日、障害者（特別障害者を含む）の有無**等を確認してください。

※注意点

専従者給与を1円でも受けている方は控除の対象にはなりませんのでご注意ください。

★社会保険料控除について

国民健康保険の保険料や介護保険法の規定による介護保険料等については平成25年分の支払い額を調べてください。

★生命保険料控除について

①介護医療保険料

（イ）平成24年1月1日以後に締結した一定の介護医療保険契約等に係る保険料等については、控除限度額は4万円となります。

②一般の生命保険料

（イ）平成24年1月以後に締結した一般の生命保険料については控除限度額は4万円となります。

（ロ）平成23年12月31日以前に締結された一般の生命保険料については、控除限度額は5万円となります。

（ハ）（イ）と（ロ）の生命保険料を支払っている方は（イ）と（ロ）の控除限度額の合計額となりますが、その合計額が4万円を超える場合には4万円が限度となります。

③個人年金保険料

（イ）平成24年1月以後に締結した個人年金保険料については控除限度額は4万円となります。

（ロ）平成23年12月31日以前に締結された個人年金保険料については、控除限度額は5万円となります。

（ハ）（イ）と（ロ）の生命保険料を支払っている方は（イ）と（ロ）の控除限度額の合計額となりますが、その合計額が4万円を超える場合には4万円が限度となります。

④複数の保険料控除の適用を受ける場合

①から③の生命保険料を支払っている方は①から③の控除限度額の合計額となりますが、その合計額が12万円を超える場合には12万円が限度となります。

★保険料控除の証明書について

年末調整の際に、社会保険料の一つである国民年金保険料等（国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入者として負担する掛金）、小規模企業共済等掛金、一般の生命保険料（一部のものを除く）、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料について控除を受けようとする場合には、これらの支払いをした旨を証する書類（以下「証明書」といいます）を保険料控除申告書に添付しなければならないこととされていますのでこれらの証明書をご持参ください。

★その他の注意点

前年以前に年末調整をした方は前年の年末調整の書類を、今年の6月から7月にかけて源泉徴収の手続きを受けた方はその源泉徴収の書類（源泉徴収簿、納付書）もご用意ください。その他ご不明な点がありましたら練馬西青色申告会事務所にお問い合わせください。

（TEL 5387-6211）

マル経融資のご案内

小規模事業者経営改善資金

※融資限度額：1,500万円

※返済期間：運転資金7年以内　設備資金10年以内

平成26年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

■利率：1.60％（平成25年11月14日現在）

※担保・保証人不要（保証協会の保証も不要）

※他に練馬区の利子補給40％（3年間）

※利用できる方：従業員20名以下（商業・サービス業5名以下）

※1年以上事業を行っている方

※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出しされますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

窓口専門相談　本相談は、経営に関する相談に限定しております。会員・非会員の方問わず利用できます。

【法律相談】　毎月第1金曜日　午後1時～4時（30分単位）
相談員：弁護士　相談無料

【税務相談】　1月～3月　毎月第2第4火曜日
4月～12月（8月休）　毎月第2火曜日
午後1時～4時（30分単位）
相談員：税理士　相談無料

【問い合わせ先】　東京商工会議所練馬支部
練馬区豊玉上2-23-10練馬産業会館1階
TEL:3994-6521　FAX:3994-6589

納税表彰式

十一月十三日(水)平成二十五年度納税表彰式が勤労福祉会館で執り行われました。

当会から、練馬西税務署長表彰状受彰者一名、感謝状受彰者二名、計三名の方が受彰されました。

練馬西税務署長表彰状

和田　勝　殿

練馬西税務署長感謝状

金田　和彦　殿

加藤　久美子　殿

受彰者の皆さまおめでとうございます。

益々のご活躍をご期待申し上げます。

酒井署長を囲んで左から片平第一統括官、金田副支部長、加藤女性部副部長、酒井署長、和田副会長、青木会長

受彰風景 和田副会長

受彰風景 金田副支部長

受彰風景 加藤女性部副部長

～東京税理士会練馬西支部 渡邊支部長を講師として～ 相続税の講習会開催

十一月十三日(水)午前十時から相続税の講習会を東京税理士会練馬西支部の渡邊支部長を講師にお招きして開催致しました。参加者は27名と、とても盛況でした。

相続税の講習会は、当会で初めてとあって、内容は相続税の計算のしくみから基礎控除の縮減・税率の改訂、小規模宅地の特例の拡充、教育資金一括贈与制度の創設、相続時精算課税制度の拡充、今後とるべき相続税対策まで広範囲のお話でした。

平成二十七年一月一日以後から基礎控除が現行の六割に縮減されることもあって、皆さん真剣な眼差しで受講されていました。

特に印象に残った内容が、二世帯住宅の要件が、改正後は外階段でも小規模宅地の特例が使えること。相続税対策のひとつである配偶者への贈与、贈与後は離婚が多いのでそこも考えて慎重にというお話が印象的でした。

渡邊先生の実例を元にしたお話等々で面白くお話されるテクニックは会場がなごんで難しい内容でしたが、笑いありでとても良かったです。

最後の質問の時間では、税理士の齋藤直樹先生にも加わって頂き万全な態勢でした。その中で重要だったのが、生前贈与をした場合には、あげる人からもらう人の諾成契約なので、**必ず贈与契約書を作成すること。**税務署に申告している場合でも念には念を入れて、贈与契約書は交した方が良いということでした。ご参加された皆さまは、とても納得された様子でした。

お忙しいなか講師をお引受け頂いた渡邊先生、ご参加頂いた齋藤先生、そして皆さまに深く感謝申し上げます。

事務局　髙橋

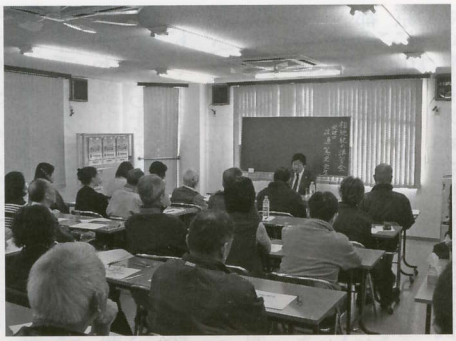
相続税の講習会風景

講義をする渡邊篤史先生

～青年部主催～ 「家庭で簡単にできる蕎麦打ち体験」開催

去る10月29日(火)青年部による主催企画「蕎麦打ち体験」を開催しました。今回の企画は青年部の紙谷水回しのところです

将文副部長のお店をお借りし、講師もお努めいただきました。昼の部と夜の部の2回に分けて、計10名の方にご参加いただきました。ほとんどの方が初めての蕎麦打ち体験です。

蕎麦打ちの手順は水回し・練り・のし・たたみの4つの段階があります。まずはボウルに蕎麦粉と中力粉を入れて熊のような手の形でよく混ぜます。粉がまとまってきたら一つにまとめてよく練ります。そしてボウルの曲線を使って円錐状にし、上から潰して円形の生地を作ります。ここがなかなか難しいポイントでした。

次にまな板に打ち粉を振って生地がくっつかないようにし、麺棒を使って円を大きくしていきます。その後一定の手順で生地を麺棒に絡めて引き延ばします。そうすると不思議なことに円形の生地が正方形になります。皆さん無事正方形になりました。

そして生地をたたんで包丁で切っていきます。麺の切り方は皆さんの個性が出て、細切りにする方もいれば、やや太めに切る方もいました。

最後に茹でて、盛りつけて食しました。自分で作った蕎麦ですから皆さん格別だったと思います。

そば打ち体験は初めての企画でしたが、昼の部も夜の部も皆さん和気あいあいと楽しく作っていました。来年以降も継続して開催する予定ですので、今回参加できなかった方もぜひご参加ください。

最後になりますが今回講師をお努めいただきました紙谷副部長、お店を貸していただいた店主の紙谷博文さんとご家族の皆様、そして参加者の皆様に感謝申し上げます。

武藤

夜の部の皆様

昼の部の皆様

～厚生部主催　秋の日帰りバス旅行～
善光寺散策とりんご狩り

十月二十七日(日)厚生部主催日帰りバス旅行を開催しました。天候にも恵まれ、爽やかな秋空のもと四十五名の参加者の皆様とともに長野へと出発致しました。

車中、ベテランバスガイドさんの流れるような話と色づき始めた紅葉を楽しみながら、関越・上信越自動車道を走り、一路善光寺へと向かいました。

千四百年の歴史がある善光寺は、木造文化財として日本最大級の「本堂」をはじめ、本堂内の瑠璃壇床下にある心という字になっている真っ暗な回廊を巡り錠前を探り当てふれると御本尊と結縁する事が出来る「お戒壇巡り」や長野市民に時を知らせる鐘として親しまれ、平成十年の長野オリンピックでは開会を告げる鐘の音として全世界に響き渡った「梵鐘寛文七年(一六六七年)鋳造」等境内散策の時間はあっという間に過ぎてしまいました。

見学後は、日本情緒あふれる建物の甲羅本店にて「かに御膳」の昼食をとり、標高千メートルの浅間山の麓にある松井農園でのりんご狩りへ移動しました。農園の方との会話も楽しみながら、アルプス乙女・紅玉・シナノスイート・秋映(あきばえ)などの種類を「いつもは食べないのに、今日はたくさん食べてしまいました。」という方も多く、自然の中でのデザートタイムとなりました。

途中、多少の交通渋滞がありましたが、大きな遅れもなく、皆様の笑顔とともに無事故で終える事が出来ました。

ご参加頂きました皆様ありがとうございました。また、厚生部の役員の皆様には、企画、協賛品等様々なご協力を頂きましてありがとうございました。

今後も皆様に喜んで頂ける内容を企画してまいりますので、またのご参加を宜しくお願い致します。

(事務局　高田)

善光寺にて

事務局長の訪問日記 NO.11

～老夫婦が営む楽しいお店～
呉服屋から洋服屋へ上手に転換「ぎんわ」渡辺ご夫妻を訪ねて

サブタイトルに老夫婦なんてとてもご無礼なタイトルですが、なんと79才で現役バリバリのご夫婦なので悪しからず。

「ぎんわ」さんは、当会のホームページにリンクされているお店で、奥様のみやこさん手作りのホームページを拝見して、是非とも行ってみたいお店でした。

ご夫婦は京都出身でご主人は京都の呉服の問屋さんに長く勤務、東京に出てきたのが、昭和41年であった。そして、昭和43年に現在の武蔵関に店を構えた。その頃は、通りに店が一軒しかなかったという。

私がお店を訪ねると、にこにこしたご主人が座っておられた。私はてっきり奥様が店番していると思っておりましたので意外でしたが、それはまあお話のお上手なご主人様で、店のディスプレイとラッピングはすべてご主人がなさると伺いビックリでした。とても素敵な品物ばかりで、次から次へと説明が加わり居心地の良いお店でした。「ご主人、接客がお上手」と思っておりましたら、呉服の外商で鍛え上げられたということでした。その時のニックネームが「痩せた呉服屋さん」ということでした。

昭和63年頃にお客様から「着物でないものを持って来て頂戴。着物以外なら何でも買ってあげるから」と言われる時代になってしまった。その一言が呉服から洋服に転換するきっかけになったという。

そして、平成二年から徐々に洋服に転換していった。

それが、シロゴイノのニット(ヨーロッパのニットのコート)が当たり、それからもこの界隈で売っていないもの、珍しいものを探し求め、手編みのアルパカがこれまた売れるようになった。

しかし、リーマンショックのあとは、リーズナブルな機械編みの物も置くようにした。とても時代を感じるお話ばかりでした。

ご夫婦は着物が出発点ですので、何故ネット通販を取り入れたかというと、店に飾ることができない白装束「旅立ちの祝衣」(帷子(かたびら))を、日本のしきたりとしてどうしても伝え残したかったからで、と奥様がお話された。年齢を顧みずパソコンを頑張ったとのことでした。

「ぎんわ」さんのホームページは当会のホームページから会員のお店紹介のページで見ることが可能です。

「ぎんわ」さんに行くとほしい品物ばかりでついつい衝動買いに走る私でしたが、その中で私のお勧めは、チュニックのTシャツで生地良し着心地良しデザイン良しで値段はお手頃お勧めの一品です。

是非一度覗いてみては…。

練馬区関町北一―十五―十一
TEL 03-3928-5298
FAX 03-3920-9369
呉服の「ぎんわ」渡辺英夫

ご夫妻は東京オリンピックまでは何としても頑張るとおっしゃっておりました。その意気込みを私も見習わせて頂きます。

これからも楽しいお店にしてくださいね。

突然お伺いしましたのにいろんなお話ありがとうございました。

髙橋

にこやかな渡辺ご夫妻